

太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）の申告について

1. 償却資産の申告について

毎年、1月1日現在で事業用資産を使用されている方は、資産の所有状況を毎年1月31日までに市役所に申告していただくことになっており、太陽光発電設備も下表①の場合を除き申告が必要となります。

正当な理由がなく申告されない場合は、規定により過料を科せられることがあるほか、不足額に加えて延滞金を徴収される場合があります。〔地方税法第386条、同法第368条〕

2. 申告対象について

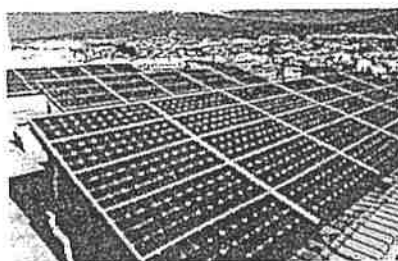
	余剰買取 (発電された電気を自家消費用に使い、 残った電気を電力会社に売却)	全量買取 (発電された電気の全量を電力会社に売却)
個人（住宅用）	① 【申告対象外】※ 出力10KW未満 個人利用を主な目的とした資産であるため、事業用資産に該当しない。	② 【申告対象】 収益を得ることを目的としているため、事業用資産に該当する。
個人（事業用） 法人	③ 【申告対象】 本来の事業の付随業務であるため、事業用資産に該当する。	④ 【申告対象】 収益を得ることを目的としているため、事業用資産に該当する。

3. 償却資産と家屋の区分

償却資産と家屋の区分については次のとおりです。表中の「償却」となっている設備は償却資産として申告していただき、「家屋」となっている設備は家屋として課税させていただきます。

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋		償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※ 太陽光発電設備については、発電出力が10kW以上が事業用資産として申告対象になります。



【太陽光発電設備】